

10%への消費税増税が施行されましたが、事業者にとっては、得意先に増税分を請求できておれば、その影響は限定的であるかと思えます。ただ、同時に法制化された適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、消費税免税事業者や、その取引先に大きな影響を与えることになります。このインボイス制度は、2023年10月から段階的に導入される予定です。

● 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

納付する消費税額は、原則として以下の通り算定されます。

$$\boxed{\text{売上等の消費税額}} - \boxed{\text{仕入・経費・資産購入等の消費税額（仕入税額控除）}}$$

つまり、預かった消費税から、支払った消費税を差し引いた金額を、納付することになります。しかし、インボイス制度が導入されれば、「適格請求書発行事業者」として登録済みの事業者から交付された「適格請求書類（インボイス）」がなければ、支払った消費税について差し引く（仕入税額控除）ことができません。

例えば税込売上高 22 万円、税込外注費 19.8 万円で、消費税率 10%とすると、

外注先が	登録済	本体	売上高 20 万円－外注費 18 万円＝利益 2 万円
		消費税	売上高 2 万円－外注費 1.8 万円＝納付額 0.2 万円
	未登録	本体	売上高 20 万円－外注費 19.8 万円＝利益 0.2 万円
		消費税	売上高 2 万円－外注費 0 万円＝納付額 2 万円

となり、同じ支払額でも外注先が未登録の事業者の場合は、消費税上は、仕入税額ゼロとして計算されます。未登録の外注先には、本体のみの 18 万円のみ支払うことができればいいのですが、この消費税分の「値引き」について、公正取引委員会 Q&A では「合理的な理由のない限り」認められないとされています。

外注先が登録申請をすれば問題ないのですが、登録をした場合は、その翌年以降、消費税免税事業者にはなれません。つまり、**インボイスを発行するには、事実上、課税事業者となることを強制され、消費税を納めなければなりません。**

課税売上高が 1000 万円以下の事業者は、現状では消費税の納付が免除（免税事業者）されておりますが、インボイス制度導入後は、外注先などに登録事業者となって消費税を納めてもらうか、免税事業者のままなら取引を継続するかどうかの判断が必要となります。

なお、免税事業者への支払いであっても、2026年9月までは80%、2029年9月までは50%の仕入税額控除が認められる経過措置が設けられています。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
10月	個人住民税納付（第3期）	
11月	所得税予定納付（第2期） 個人事業税納付（第2期）	減額申請ができます。

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。